（ご参考）
コーポレートガバナンス体制図

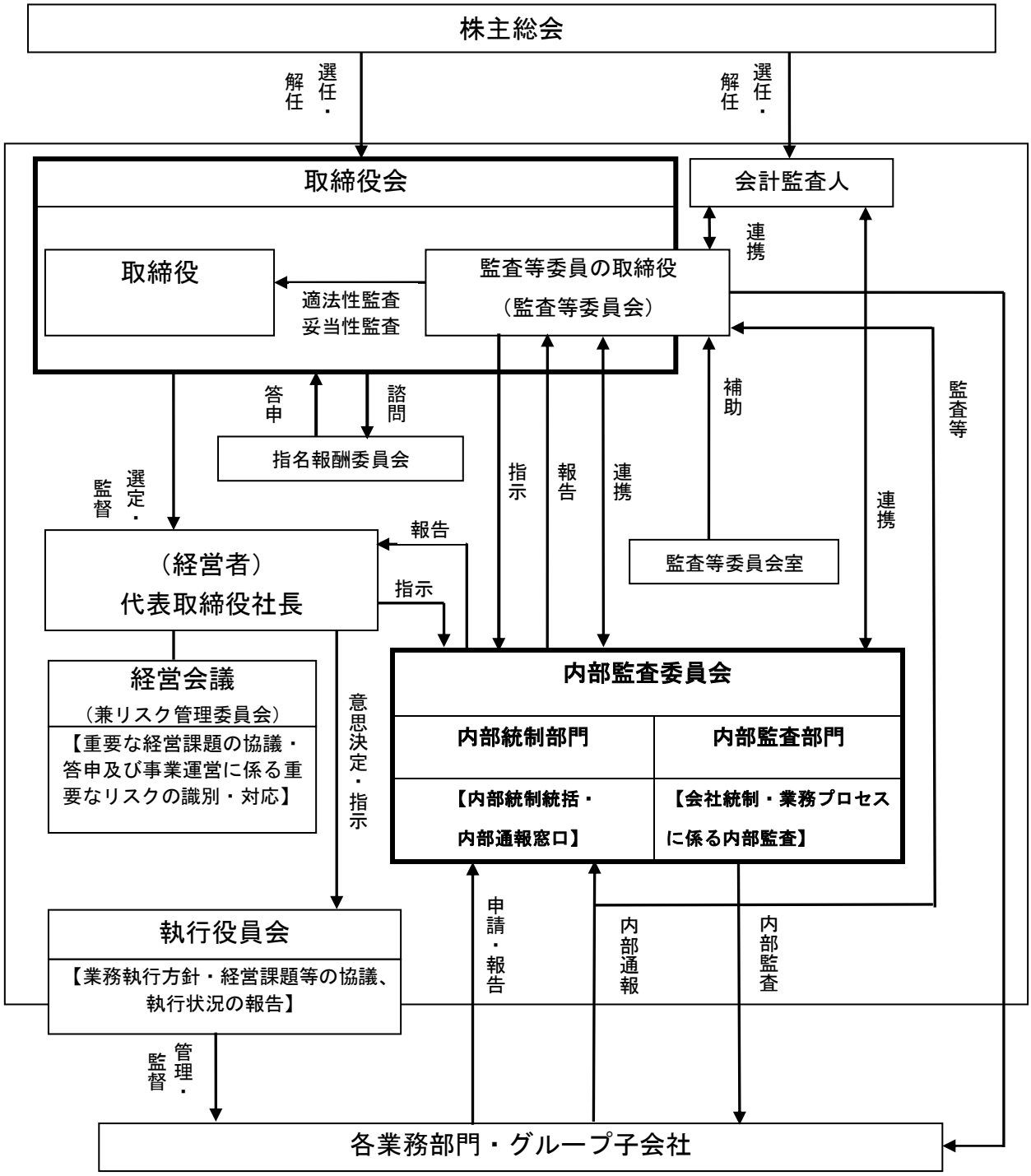


（取締役会）
　業務執行に関する重要事項について、意思決定を行う
（監査等委員会）
　経営の健全性の維持・強化を図り、経営全般について取締役の職務執行をチェックする
（指名報酬委員会）
　取締役の報酬、評価および選解任を諮問
（経営会議）
　経営の重要案件を審議する
（執行役員会）
　執行役員の所管する業務等の進行報告を行う
（内部監査委員会）
　内部業務監査を実施する
（会計監査人）
　監査契約を締結している栄監査法人から会計監査を受ける
（監査等委員会室）
　監査等委員会の円滑な職務遂行を補助